

預かり保育について

- 【実施期間】 4月1日～翌年3月31日（月曜日から金曜日）
ただし、8月13日～8月15日、12月29日～1月4日の実施はありません。
- 【時間】 8時00分～8時30分、14時00分～18時00分
（長期休業期間は8時00分～18時00分）

- 【預かり保育料】 1時間100円 ※1時間未満の利用でも100円となります
- ①通常
8時00分～8時30分の早朝時間（30分扱い）と14時00分～18時00分の1日の合計利用時間で計算
- ②長期休業期間
8時00分～18時00分の1日の合計利用時間で計算

（利用例）

通常

- ①8時00分～8時30分（30分）の利用
⇒1時間未満の利用でも100円となるため、利用料は100円。※1時間の利用として計算します。
- ②8時00分～8時30分（30分）と14時00分～18時00分（4時間）の利用
⇒30分+1時間30分=4時間30分となるため、利用料は500円。

長期休業期間

- ①8時00分～18時00分（10時間）の利用
⇒100円×10時間 利用料は1,000円



- 【預かり保育料の減額】 保育等を必要とする事由（園児と同居する65歳未満の者全員が、月64時間以上の就労、疾病・障害、妊娠・出産など）に該当する場合、「施設等利用給付認定」を受けることで、月毎に490円×利用日数が減額されます。手続きについては、入園決定後ご案内します。

（利用例）

- ①同居する両親・祖父母のいずれかが65歳未満で月64時間未満で勤務する人がいる世帯
14時00分～18時00分（1日4時間）を月に15日利用
 $100円 \times 4時間 \times 15日 = 6,000円$
- ②同居する両親・祖父母全員が月64時間以上の勤務または65歳以上の世帯（減額認定）
14時00分～18時00分（1日4時間）を月に15日利用
 $100円 \times 4時間 \times 15日 - (490円 \times 15日) = -1,350円 \Rightarrow 0円$
※0円を下回る場合は、0円（無償）とします。
- ③同居する両親・祖父母全員が月64時間以上の勤務または65歳以上の世帯（減額認定）
8時00分～8時30分（30分）と14時00分～18時00分（4時間）の4時間30分を月に15日利用
※30分利用は1時間として計算
 $100円 \times 5時間 \times 15日 - (490円 \times 15日) = 150円$
- ④同居する両親・祖父母全員が月64時間以上の勤務または65歳以上の世帯（減額認定）
夏休みに8時30分～18時00分まで（1日10時間）を月に20日利用
※30分利用は1時間として計算
 $100円 \times 10時間 \times 20日 - (490円 \times 20日) = 10,200円$

【預かり保育に関するお問い合わせ】
太子町教育委員会こどもえがお課
TEL：079-277-1019